居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

	本院は.	大阪府知事	の指定を	受けた居宅	僚養管埋猪	i得•介護:	了则后七数			かです。 271220	7378)	
	居宅療	養管理指導	・介護予	防居宅療養	管理指導を	行う医師	は、下記の				1010)	
		医療法人	弘善会	弘善会クリ	ノニック代	表者	医師	伊藤	章			
	基づき		川者のケ	けられた方 アマネージ ます。								
(月 ①ただ	曜日〜土曜 し、上記の	計 日 の 日 で 国	防居宅療養 9時00分 民の祝日、 休診する場	〜17時O 及び年末年	O分 ξ始の場合				通りです。	,	
:	いった	医療保険に せて頂きま	かかる費	防居宅療養 用とは別に だし、いず 者証をお持	、介護保険 れも1月に	(制度におり) 12回を上り	いて定めら 限とする)	られた利用	用料を1	回につき、	、下記金	
		医療保険	で在医総管	管又は施医総	総管を算定	している場	 合	299円	(598円)		
		医療保険	で在医総管	管又は施医総	総管を算定	していない	\場合	515円	(1,030	円)		
									() は2割	負担の金	諮額
		こついては せて頂きま		おりません。	。また 、 交	·通費以外(の費用の領	数収が必要	要になっ	た場合は、	. その都	度
				るご質問や 行政窓口を					お申し出	ください。	,	
	介護保		を安心し	があり、個人で受けている。	ただくため		1 = ++ /			養管理指導	尊は利用	
	◆居宅		者の担当	首に必要な	情報を提供					、ケアマ	ネージャ	- \5
		療養管理指		者に必要な 開始に当た		ŧします。	ビス担当を	当会議等 [こおいて		ネージャ	{0
			1導の提供		り、利用者	もします。 話に対して.	ビス担当を	当会議等 [こおいて	した。	ネージャ <u>ま</u>	
		事業所名	導の提供 <u>医療法人</u>	開始に当た	り、利用者	もします。 話に対して.	ビス担当を	考会議等(要事項を記	こおいて	した。		·
		事業所名	導の提供 <u>医療法人</u>	開始に当た <u>弘善会</u> 野区巽南3-	り、利用者	もします。 話に対して.	ビス担当を	考会議等(要事項を記	こおいて	した。		
		事業所名	導の提供 医療法人 大阪市生	開始に当た <u>弘善会</u> 野区巽南3-	り、利用者	もします。 話に対して.	ビス担当を	考会議等(要事項を記	こおいて	した。		
	を受	事業所名 所在地 代表者 説明者 事るこか、 される	導の提供 医療法人 大阪市生 伊藤 らおびに	開始に当た <u>弘善会</u> 野区巽南3-	り、利用者 <u>弘善会ク</u> -16-2 ・介護予阪 支払うこと	せします。 皆に対して. <u>フリニック</u> お居宅療養	ビス担当を上記の重要を受ける。	ぎ会議等(要事項を記 <u>令和</u>	こおいて 説明しま 年 の重要事	した。 <u></u>	き受け、	日_

代理人 _____

利用者 ______